

## 第 36 回知床五湖登録引率者審査部会 議事概要

日時：2022 年 1 月 18 日 16:00～19:10

場所：知床世界遺産センター レクチャールーム

出席：渡邊・山田(環境省)、吉澤(北海道)、南出・吉田(斜里町)、米沢(ウトロ自治会)、向山(自然公園財団)、松田・岩山・寺田(登録引率者)、若月(知床ガイド協議会)、林(知床斜里町観光協会)、岡本・村上(知床財団)

\*文中、あり方協議会は知床五湖の利用のあり方協議会の、審査部会は登録引率者審査部会の、それぞれ略称として使用した。

概要：

2021 年の知床五湖登録引率者審査部会の会計について報告があった。

来年度の登録引率者の試験及び研修、新規募集及び養成研修、ヒグマ活動期の運用計画について共有され、一部記載内容を変更することで承認された。

今年度知床五湖モニタリング試行調査の結果、モニタリング計画案が共有され、議論があった。議論結果を踏まえ、次回あり方協議会で計画案を協議し策定を目指すこととした。

議事：

### 【報告事項】

- (1) 知床五湖登録引率者審査部会の会計報告について

### 【決議事項】

- (2) 2022 年度 登録引率者の試験及び研修について
- (3) 2022 年度 登録引率者 新規募集及び養成研修について
- (4) 2022 年度 ヒグマ活動期の運用計画について

### 【協議事項】

- (5) 利用適正化計画におけるモニタリング実施計画について
- (6) その他

議事概要：

【報告事項】

(1) 知床五湖登録引率者審査部会の会計報告について

資料 1 2021 年 知床五湖登録引率者審査部会 決算書 <説明／知床財団・塚田>

2021 年の知床五湖登録引率者審査部会収支決算について知床財団より報告された。

会計の収支状況について （●：意見）

- 例年ほどの程度の収支赤字なのか。（若月）
  - ・ 新規養成者の人数によって養成研修の講師謝金等の支出は増減するが、例年は 5～15 万円程度赤字であると記憶している。（塚田）
  - ・ 繰越預金が年々減少傾向にあることを理解した。（若月）

【決議事項】

(2) 2022 年度 登録引率者の試験及び研修について

資料 2-1 知床五湖登録引率者 試験及び研修制度の見直しについて

資料 2-2 2022 年度 登録引率者養成研修・登録・更新のスケジュール（案）

資料 2-3 2022 年度 既存登録引率者の研修カリキュラム及び試験要綱（案）

資料 2-4 2022 年度 知床五湖登録引率者登録試験(実地試験) 審査要綱（案）

<説明／環境省・山田>

知床五湖登録引率者の試験及び研修の見直しについて事務局より提案され、登録引率者研修カリキュラムと実地試験の審査要綱については原案通り承認、引率者登録試験欠席時の取り扱いについては一部内容を変更することで承認された。登録引率者の研修カリキュラム、引率登録の更新のあり方について議論がなされた。

筆記試験の代替試験日程について （●：意見、✓：まとめ）

- （欠席届に記載がある）筆記試験の代替試験実施日について、「本試験実施日から年度内までの実施」と記載があるが、代替試験日が 3 月末日になった場合、代替試験後に臨時の審査部会を開催し承認の手続きが必要となるため、承認後の引率登録の手続きが 4 月以降になる懸念がある。引率者は 5 月 10 日のヒグマ活動期開始までの約一か月間でツアーの準備や広報を行う必要があり、日程的に余裕がない。そのため、代替試験は 2 月末日までに実施するといった文言に変更してはいかかがか。また、臨時の審査部会が年度を跨いで開催となる可能性もあり、会議の日程調整や各種準備手続きを誰が担うか不透明である。（岡本）
  - ・ 代替試験の実施日は「事務局が調整の上あらかじめ決定した日とする」としているため、事務局が

なるべく都合の良い日を指定すれば問題ないを考える。当該年度の初回の審査部会までに代替試験を実施しなくても良い、という意図を組み込んでこのような記載にしている。（山田）

- ・ やむを得ない事情で欠席をした受験対象者を最大限救済するために「年度内までの実施」としているが、ご懸念の通り 3 月末日に代替試験を実施することは実際のところ難しいだろう。資料に明記はしていないが、事務局と受験者間で調整の上、3 月中旬までを目途に代替試験を行いたいと考えている。（渡邊）
- ・ 代替試験の受験希望者は多くないと想定されていること、事務局が代替試験の日程調整を担うことは理解したが、やはり懸念事項が残るにも関わらず制度として明記するべきではないと思う。（岡本）
- ・ 代替試験日について、新規養成者は筆記試験後に実地試験を受ける必要があるため、筆記試験を欠席した場合は実地試験より前に代替試験を受験しなければならないのではないかと。（若月）
- ・ 事務局の提案では、筆記試験を受験できなかった新規養成者は実地試験を受験し、後日代替試験を受験することになる。筆記試験と実地試験を受験する順序は考慮しなくても良いという考えから提案がなされていると理解している。本来、新規養成者は筆記試験を受験することで知床五湖の制度を理解し、実地試験を受験する順序が望ましいと思う。（岡本）
- ・ 筆記試験は知識を確認し、実地試験は技術を確認する意図で実施するものであり、違う観点での審査になることから、受験する順序は考慮せずとも問題ないを考える。ただし、代替試験は臨時措置であるため、可能な限り本試験を受験していただきたいという考えである。（山田）
- ・ あくまで代替試験は臨時措置であり、受験する順序まで配慮する必要性はないと考える。（松田）
- ✓ 筆記試験の代替試験は年度内までに実施する、という記載のままとし、代替試験の日程については事務局（主にウトロ自然保護官事務所）が調整を行うこととする。（南出）
- 筆記試験の欠席手続きについて、「書類は試験実施日の 1 週間後までの提出とする」とあるが、忌引きで欠席する場合、帰省や葬儀の手配等を考慮すると 1 週間という提出期限は短いのではないかと。2 週間ほどあった方が良いと思うが、引率者代表はどのように考えるか。（村上）
- ・ 1 週間という期限が短いという点において同意見である。（岩山）
- ・ 引率者研修の欠席時の取り扱いに準じて提出期限を設定した。メールでの書類提出も可能としているが、提出期限が 1 週間以内では短いかと。（山田）
- ・ 電話連絡であれば良いが、正式な書類を 1 週間で作成することは難しいのではないかと。（若月）
- ・ 欠席者は書類提出の前に事務局へ事前連絡をすることになっているため、その際に提出方法や期限についてご相談いただくようにしたい。（渡邊）
- ✓ 筆記試験の欠席に係る書類提出期限を「試験実施日の 2 週間後まで」に変更する。併せて、引率者研修の欠席時の取り扱いを定めた要綱に記載の書類提出期限も「研修実施日の 2 週間後まで」に変更する。（山田）

**研修カリキュラムについて** （●：意見）

- シーズン中研修のカリキュラム内容が変更となり、既存引率者からヒグマ遭遇事例の体験談を共有するとあるが、当研修の講師を務める引率者に対し謝金は支払われるのか。（岡本）

## 20220324 知床五湖の利用のあり方協議会（第43回）

- ・ 研修の一環として既存引率者が発表をすることとしているため、謝金は発生しない認識である。（山田）
- ・ 過年度の遭遇事例について、当時現場で対応した既存引率者が情報共有するような想定か。（若月）
- ・ これまでも過年度の遭遇事例を取り扱う際には、出席している既存引率者に遭遇状況などを説明していただいていたが、今後は発表形式をより意識した研修に変更する予定である。（山田）
- ・ 研修の講師をどのように決定するのか。（岡本）
- ・ 研修で取り扱う遭遇事例に応じて、当該事例に携わった既存引率者が講師となり、遭遇状況を振り返りながら当時の対応について発表を行うとの認識である。（若月）
- ・ 資料を用いて発表を行いたいという場合には、引率者自身で資料をご用意いただきたい。（山田）
- 現行の運用ルールが策定されるに至っては、過去のケーススタディの結果を受けてルールが変更された経緯がある。経験の浅い引率者がこれらの経緯をどこまで認識しているかはわからないが、安全管理上理解していることが望ましい。（若月）
- ・ シーズン後研修カリキュラムの「ルールや運用に関する意見交換」で実施できるのではないか。（渡邊）
- ・ 過年度の遭遇事例を取り扱う際には、運用ルールの変遷を整理した上で実施したい。（山田）

### 実地試験の審査要綱について（●：意見）

- 実地試験では主観と客観の2分類で審査されるため、これらの配点のバランスが重要であると考えられる。主観的に減点される審査項目が多いと、試験官が変更となった場合に公平性が保てなくなる懸念がある。今後も試験の実施結果を検証しながら、より良い試験制度にしていいただきたい。（若月）

### 登録更新のあり方について（●：意見）

- 近年、育児休暇を取得することは珍しいことではなくなってきた。引率登録の経験がある者が出産育児等の理由で数年間引率登録の更新を行わなかった場合に、新規養成者と同じように一から新規養成研修を受講することは難しい。引率登録の更新のあり方についても改善へ向け検討していただきたい。（岩山）
- ・ 引率登録の実績は無期限で有効であるため、登録更新できなかった場合に新規養成研修を受けることなく、登録更新を希望する年のシーズン中・後研修を受講することで登録試験を受験することができる。（金川）
- ・ 登録更新の仕組みが煩雑であると更新を断念してしまう可能性もある。介護や育児等様々な理由で登録更新できなかった引率者が現場復帰しやすい仕組みをつくっていただきたい。（若月）

### (3) 2022年度 登録引率者 新規募集及び養成研修について

資料3-1 2022年度 新規養成者の募集及び研修実施方針について

資料3-1別紙1 2022年度 知床五湖登録引率者 新規養成応募用紙

資料3-1別紙2 2022年度 新規養成カリキュラム一覧

資料3-2 2022年度 新規養成者募集要項

<説明／環境省・山田>

来年度の新規養成研修の取り扱いの方針について事務局より共有された。新規養成者の募集要項については原案通り承認、養成カリキュラムについては一部記載内容を変更することで承認された。

**養成研修の運営に係る収支状況について**（●：意見）

- 利用調整地区制度の導入当初、新規養成への応募のハードルを低くするために新規養成者の研修受講料が 1 万円に設定された記憶があるが、審査部会の会計報告でもあった通り、新規養成者が多いほど収支赤字となるのが現状である。現在は既存引率者の受験料 3 千円と繰越預金で収支の赤字分を補填している状況となっているが、収支バランスを考慮し受講料を値上げしても良いのではないか。また、現行の養成カリキュラムは支出を抑えることも考慮され作成された側面があるため、新規養成者の研修受講料を値上げすることで、養成カリキュラムの充実を図ることができるのではないか。（若月）
- ・ 将来的には受講料等の収入で新規養成研修の自立的な運営を行えることが理想であり、収支バランスの最適化を検討していく必要がある。（山田）
- ・ 募集要領案では新規養成者のやる気を問うために応募動機の記入や履歴書の提出を新たに義務付けているが、受講料が値上げされ応募に係る負担が増えるのであれば、応募のハードルが上がると同時に新規養成者が引率者になる上での覚悟を測ることができるのではないか。（米沢）

**養成研修 C の講師要件について**（●：意見、✓：まとめ）

- 新規養成研修 C の担い手に「知床ガイド協議会（登録引率者の経験を持つ者）」と記載が今回追記されているが、引率登録の未更新期間が長い者も対象となるのか。（岡本）
- ・ 未更新期間が長い者も対象となるが、事務局から研修 C の講師に直接依頼するため特段問題はないと考えている。また、ガイド協議会も信頼できない者を講師に選ぶことはないと思っている。（山田）
- ・ そういった考え方は希望的観測であるため、制度として要綱に記載するのであれば明確に定義した上で文言として記すべきである。現行の制度や運用ルールは変更される場合があり、最新のルールを知らない者が講師となる懸念がある。「知床ガイド協議会（当該年度の登録引率者）」といった記載であれば、懸念はなくなるのではないか。（岡本）
- ・ 研修 C の講師は当該年度の登録引率者であるか否かより引率経験の年数の方が重要だと考える。最新の制度やルールといった知識を補う仕組みを担保した上で、過去に引率経験を持つベテランが講師を担えるような記載にしていきたい。（若月）
- ・ 当該年度の登録引率者ではない者が講師となった場合の担保については、運用マニュアルやルールの変更点を把握する場であるシーズン前研修に参加した上で、講師を務めるようにすれば良いのではないか。（松田）
- ・ 「最新のルールを把握している登録引率者の経験を持つ者」と記載を変更するか、または記載内容の変更を行わず議事録に経緯を記録するに留めるべきか、ご意見を伺いたい。（山田）
- ・ 議事録に経緯を記録するだけでは不十分である。事故発生時などの担保として必要な事前対策を

講じていたと認められるよう、講師の要件を要綱に記載するのが望ましいだろう。（松田）

- ✓ これまでの議論を踏まえ「当該年度のルールを把握し、登録引率者の経験を持つ者」と記載する。（山田）

**養成研修 D・G の繰越規定について**（●：意見、✓：まとめ）

- 実施した養成研修が規定回数に達しなかった場合に「研修 D・G については実施回数の半分まで次年度に繰り越せる」と要綱に定められているが、例えば研修 D を 8 回（規定回数 4 回）実施したにも関わらず研修 G の実施が規定回数の 8 回に満たなかったために研修を修了できなかった場合、研修 D の実施回数の半分である 4 回が翌年に繰り越され、翌年の研修 D は既に規定回数に達しているという考え方となるため、研修自体実施しなくても良いということになるのか。（岡本）
- ・ 研修 D・G については、研修の必要回数が多すぎると新規養成のハードルが高くなってしまいうために現行の規定回数に抑えられているのだと認識しているが、あまりに少ないと思う。また、前年実施した研修の繰り越しによって翌年の規定回数に達したとしても、前年の研修から時間が経っているため翌年も研修は実施すべきと考える。（松田）
- ・ 登録引率者にとって重要な要素は、新規養成課程で研修 D・G を規定回数実施することではなく、ヒグマ活動期にツアーを引率することだと考えている。そのため、前年からの繰り越しによって規定回数に達していた場合においても、再度実施しなければならないほどこれらの研修の重要度が高いかは疑問である。（山田）
- ・ 研修 G の自主引率は何回実施しても必要十分ではないため、前年からの繰り越しで規定回数に達していたとしても、翌年も実施するのが望ましい。一方、研修 D は既存引率者の大ループツアーに同行しているのみであるため、受動的な研修であるという観点から重要性は低いと考える。（若月）
- ・ 新規養成研修の修了実績（受験資格）は 3 年間有効であり、その間は研修 D・G を受けなくても良いとされている。一方、養成研修を修了できず研修 D・G の実施回数が繰り越しとなり翌年の規定回数に達していたとしても、翌年再度研修を受けなければいけないとなると、研修修了実績の有効期限との整合性が取れない。（渡邊）
- ・ 新規養成研修カリキュラムを作成した当初も自主引率（研修 G）の実施回数は多い方が良いという意見があったが、集客のハードルが高くなるために規定回数を 8 回としたと記憶している。能動的に実施する自主引率は何十回やっても十分ということはない。また、研修修了者の受験資格を 3 年間有効としていることも疑問に思う。（松田）
- ・ 引率者のスキルアップのための研修機会はいくらあっても良いが、養成者が引率登録するにあたっては規定の研修回数をこなせば良いという理解である。（山田）
- ・ 実地試験の模擬ツアーでは利用者役に指示を出せば素直に従ってもらえるが、実際のツアー現場での利用者の反応は様々であり、指示や対応の仕方もそれぞれ異なってくる。そのため、研修 G でツアーの統率力を養うことは安全管理上非常に重要であると思う。（若月）
- ・ 養成研修を修了できなかった場合に研修 D・G 以外の研修が再履修となるのに対し、研修 D・G には繰り越しの規定が設定されていることで混乱を招いているように感じる。繰越規定自体を削除しても問題はないのではないか。（向山）
- ・ 研修 G で集客が思うようにならず研修を修了できなかった場合を想定し、救済措置として繰越規

定が設定されたと記憶している。（若月）

- ・ 要綱の繰越規定には「所定のインターン、自主引率の回数を達成できなかった場合について」との記載があるので、研修D・Gの規定回数を達成できたのであれば繰越規定に該当しないという認識である。（山田）
- ・ 研修D・Gのいずれかが規定回数に達しなかった場合に限り、該当する研修の実施回数の半分を翌年に繰り越すことができる。つまり、研修D・Gについては前年の内に規定回数に達していた場合、翌年は実施しない可能性があるかと理解した。（岡本）
- ✓ 元々、既存引率者との調整や集客が必要になる研修D・Gについては、登録に際してのハードルが高いためにこのルールを設定したものと理解した。また、これまで研修D・Gを翌年に繰り越した事例はないということもある。（山田）
- ✓ 以上を踏まえ、今回、要綱の記載は「研修D・Gについては各々実施回数の半分（少数繰り下げ）までを次年度に繰り越せる。」という記載に修正を行う。運用していくうちに、新たな課題が発生した場合には改めて相談させていただきたい。（山田）

#### (4)2022年度 ヒグマ活動期の運用計画について

資料4-1 ヒグマ活動期 大・小ループツアー枠の見直しについて

資料4-2 2022年度 ヒグマ活動期の運用計画（案）

<説明／知床財団・堺田>

資料4-3 2022年度 小ループ・当日受付カウンター事業概要

<説明／知床ガイド協議会・寺田>

来年度のヒグマ活動期の運用計画について、知床財団・知床ガイド協議会より共有され、大・小ループツアー枠の見直しと小ループ試行事業について議論が行われた。ヒグマ活動期ガイドツアー枠の見直し案を踏まえた来年度の運用計画、当日受付事業については原案通り承認された。

#### 小ループツアー試行事業について（●：意見、✓：まとめ）

- 来年度予定されている小ループツアーの試行事業は、今後の利用のあり方を検証することを目的とした試行実験の位置付けで実施されるとの認識で良いか。（若月）
  - ・ その通りである。多様な利用ニーズに応えるため小ループツアーの増枠も視野に入れて試行事業を実施したいと考えている。（渡邊）
  - ・ 資料4-2には「小ループツアーは…任意でのツアー予約制限を不可とする」とあるが、多様な利用ニーズを検証する意図があるのであれば、プライベートツアー等のニーズ検証も兼ね 15:40～16:30の試行ツアー枠に限定して予約制限を可能にさせていただきたい。（若月）
  - ・ 試行ツアー枠については、主に混雑感や安全性の検証を行うため団体利用を対象とした記載としているが、プライベートツアーの利用も可能としたいと考えている。試行事業の実施に当たり団体利用とプライベートツアーを両立して検証することができるか引率者に確認したい。（渡邊）
  - ・ 試行ツアー枠を利用したい引率者は複数いると考えられるので、詳細な運用については引率者間

で調整を行いながら柔軟に対応させていただきたい。ただし、団体利用の試行を行うのであれば、試行ツアー枠の仮予約を例外的に認めていただきたい。（松田）

- ・ 若月氏のご指摘の通り、将来的な小グループツアーのあり方の検討を進める上では、プライベートツアーのニーズについても試行事業の中で検証するべき事項だと考える。そのため、試行ツアー枠の運用ルールに関しては柔軟であるべきと思う。（金川）
- ・ 五湖 HP での事前予約について、大グループツアーの予約開始は 3 月 1 日を予定しているが、予算の関係上小グループツアーの予約開始時期はヒグマ活動期の開始直前になる見込みである。引率者間で調整した試行ツアー枠の予約情報は、予約開始後に予約システムへ入力するといった管理方法になると思うが、よろしいか。（渡邊）
- ・ 試行ツアー枠の予約の取り扱いに関しては、利用を希望する引率者間で調整させていただきたい。他の引率者からもこういった管理方法に関しての反対意見は出ていない。（松田）
- 既設ツアー枠に事前予約制が新たに導入されるが、事前予約のニーズの検証等は行われる予定か。（岡本）
- ・ 既設ツアー枠の事前予約ニーズの検証は必要だと考えている。（渡邊）
- 試行ツアー枠における検証項目の一つである混雑感については、利用者がどのような印象を持ったのかを調査するものと想像するが、検証にあたっては専門家に協力を依頼するのか。（岡本）
- ・ 植生保護期にはヒグマ活動期より多くの利用者が立ち入っている実績があるため、混雑感に関して憂慮はしていない。モニタリング計画の議題でも説明するが、大グループと小グループツアーの合流点である二湖展望地での自動撮影カメラの設置や、引率者への聞き取りを行うなどして検証を行う予定である。現地利用における混雑感よりも、将来的に同時滞在するツアー組数が増えた際に、通常通りヒグマへの対応を行えるかという安全面に関して懸念している。（渡邊）
- ・ 同時に滞在するツアー組数の増加に伴い、現地でのツアー運用オペレーションに問題が発生しないかを検証するという趣旨を理解した。（岡本）
- ・ 試行事業は 3 年間の実施を予定している。初年にあたる来年度については、原案に記載の方針で進めさせていただき、初年の検証結果に応じて 2 年目以降から試行事業の見直しを図る可能性もある。（渡邊）
- ・ 定量的な調査ではないが、ヒグマ活動期には利用者に対してアンケート調査が実施されており、このアンケートの中で小グループツアー試行事業の参加者から意見をくみ取ることができるだろう。（松田）
- ✓ これまでの協議経過を踏まえ、ヒグマ活動期ツアー枠の見直し案を踏まえた来年度の運用計画・当日受付事業計画に沿って運用することとしたい。（南出）

#### 【協議事項】

(5) 利用適正化計画におけるモニタリング実施計画について

資料 5-1 2021 年度 知床五湖モニタリング試行調査の結果について

<説明／知床財団・谷>

資料 5-2 利用適正化計画 モニタリング実施計画（案）



<説明／環境省・渡邊>

今年度の知床五湖モニタリング試行調査の結果が知床財団より報告された。また、利用適正化計画に基づいたモニタリング実施計画案が事務局より共有され、議論がなされた。次回あり方協議会にモニタリング計画案を諮り、策定を目指すこととした。

モニタリング調査について（●：意見）

- モニタリング調査を行う必要性はわかるが、今年度実施された試行調査の目的が不明瞭である。現状把握を目的とした調査も重要だが、調査結果の活用を想定した上で調査を実施しなければ、現在抱えている問題を改善するための有用なデータを得られないのではないかと。ドローン調査についても同様に、ここ 3～4 年で湖の水生植物が増えていることは調査を行うまでもなく明白である。水生植物を除去するためにドローン調査が行われているのか。（松田）
- ・ 利用調整地区制度を評価するために人為的な影響をモニタリングすることは重要だと理解しているが、植生の変化などはエゾシカやネズミが影響している可能性がある。外来種植物の繁茂状況についても、アメリカオニアザミのように浮遊して種子散布を行う植物などは人為的な影響によって繁茂が進行しているか否かを一概に判断することはできない。モニタリング調査の目的が現在の植生を維持することであれば、調査の予算を外来種駆除等に利用した方が有意義であると思う。また、五湖でのヒグマの行動調査についても、周辺部での人為的な影響などが五湖でのヒグマの行動に影響している可能性があることから、現在の調査結果を以て評価することは難しい。（松田）
- ・ ご指摘の通りであると思うが、モニタリングの評価を行うためには調査を実施する必要があり、知床本来の自然を利用者に体験していただけるよう、必要最低限の調査は行っていきたいと考えている。ただし、予算の関係もあるため、既存の業務から得られるデータを活用したモニタリング項目に絞ることで、調査費用を抑えるよう努力している現状がある。制度導入によって利用による踏圧が軽減し、地上遊歩道周辺の植生が回復したことは当時の写真と比較しても明らかであり、適正利用・エコツーリズム検討会議でも一定の評価をいただいている。モニタリング調査とは直接関連しないが、今年度知床財団が植生調査を行った結果、地上遊歩道の入口周辺に外来種が多い傾向があると聞いている。（渡邊）
- ・ 外来種問題の改善においては地上遊歩道の草刈りを行う時期が重要な要素の一つと考えている。在来種植物の種子が生産される時期より前に草刈りを行うことで在来種植物が減少し、外来種が入り込みやすい環境となってしまう恐れがある。調査を行うことも必要だが、利用の管理や制度運用の改善に向け必要な調査項目を検討したうえで調査を行わないと有用な結果は得られない。（松田）
- ・ 地上遊歩道の草刈りについては利用者に配慮していたが、在来植物に留意していなかった。草刈りを行う適切な時期については追ってご相談させていただきたい。（向山）
- ・ 植物の種構成を調べる調査は実施していないため、評価の基準となる調査を簡易でも良いので次年度行いたいと考えている。その際に、水生植物の繁茂状況については利用圧と直接関係は無いが、可能であれば湖面も調査を行い、周囲の希少植物にも配慮した上で除去することも検討したい。一方、スイレンは開拓の歴史を物語るものでもあるため、全て除去することに対して反対意見

もあったと記憶している。湖面の水生植物が増えていることは共通認識であり、今回のドローン調査でデータとして示すこともできたので、今後取り扱いについては次回のあり方協議会に諮った上で方針を決定したい。（渡邊）

- ヒグマ活動期の利用者アンケート調査に関連して以前から要望していたが、五湖 HP 上の引率者の紹介欄にある星マークの評価指数や投稿数の表示が削除されるのはいつ頃になるのか（岩山）
  - ・ できるだけ早いうちに対応したいと考えているが、HP 改修に係る予算の都合上、来年度の対応となる。（渡邊）
  - ・ 3/1 から大ループツアーの予約受付が開始となるため、できればそれまでに削除していただきたい。（岩山）
- 駐車場の詳細な渋滞状況調査実施し、有益な結果を共有いただいたことに感謝申し上げる。渋滞状況調査はモニタリング項目の一つとなっており、本来は当財団が担うべきだと思うが、人員や予算の関係で今回実施いただいた調査のようにデータ収集を行うことは難しい。SNS や HP での情報発信については引き続き行いたい。（向山）
  - ・ 引き続き駐車台数のデータを共有いただき、モニタリングにご協力いただきたい。（渡邊）
  - ・ 道路の電光掲示板に「知床五湖渋滞中」と表示する取り組みは今も行われているのか。（若月）
  - ・ 現在も道路管理者に依頼し、渋滞が発生した際には表示していただいている。（渡邊）
  - ・ SNS などによる情報発信も重要ではあるが、運転中の利用者に渋滞情報を周知するためにはぜひ複数箇所で電光掲示板の表示を行っていただきたい。ウトロに到着する前に渋滞情報を知ることができれば、利用者が来訪する際の選択肢が広がると考える。（若月）
- 植生保護期に種子の持ち込み防止用の靴底ブラシを使用していない利用者が一定数いる。目立つ場所にブラシを設置することはできないのか。（若月）
  - ・ 昨年度実施した施設改修によって、知床五湖フィールドハウスのレクチャールームの大型モニターを用いてリアルタイムの情報を利用者に提供することが可能になったため、こういったハードを活用し改善につなげていきたい。（渡邊）
  - ・ 靴底をブラシで洗浄しても種子持ち込み防止には効果がないと言われており、防止するためには薬剤によって靴底を消毒しなければならない。実際のところ、靴底に付着する以外の理由で外来植物の種子が入ってきていると考えている。つまり、課題の解決方法まで検証した上でモニタリング調査を実施しないと、改善点は見出せない。渋滞の緩和が目的である渋滞状況調査についても、緩和させる方法はシャトルバスへの乗り換えか分散化しかないとされているが、効果的な情報発信の方法を検証することも重要であると思う。また、混雑期に職員駐車場を引率者が利用できたことも渋滞緩和の一助になったと考えており、実行可能な緩和方法を検討するのが望ましい。利用調整地区制度の導入以前にも高架木道や駐車場の滞在時間調査は実施されている。利用者の意識も年々変化してきているので、過去のデータと比較することで考察が広がるのではないか。（松田）
  - ・ 現在、駐車場の回転率等を推計するにあたっては過去の調査データを参考にしているが、既にデータが古くなってしまっているため、参考とするデータを一新することを目的の一つとして、今回の試行調査を行った。（渡邊）

(6) その他

事務局より地上遊歩道再整備工事の進捗状況に関して情報共有された。

**地上遊歩道再整備工事について**（●：意見）

- 地上遊歩道再整備工事について前回の審査部会でも共有したが、三湖の水位が下がらず工事が遅滞している。開園までに工事が完了しない場合には、大ループの三湖付近（M地点）の木橋を撤去しない状態で現地を利用してもらう予定であったが、予算の都合から今年度中に木橋を撤去しなければいけなくなった。開園期間中に木橋の工事を行う場合、工事期間中は地上遊歩道の利用を止めることを検討していたが、工事期間中も利用したいという引率者からの意見があったため、仮橋を設置し地上遊歩道の運用を続ける方針とした。今後、当該箇所を水位を見ながらなるべく今年度中に工事を完了できるよう調整したいが、来年度に工事が繰り越しとなる可能性があることをご了承いただきたい。（吉澤）
  - ・ 来年度に工事が繰り越しになった場合、工事期間中も地上遊歩道を閉鎖せずに仮橋を設置して、利用に支障がないようにしていただきたい。（岩山）
  - ・ 厳冬期知床五湖ツアーで利用する際に、工事のため遊歩道上が除雪されているとツアー運用に支障をきたすため、対策を検討していただきたい。（若月）
  - ・ 昨年と比較して積雪量が遙かに多く工事で除雪された箇所も雪が踏み固まっているため、スノーシューでの歩行に問題はないと思われる。不都合があれば、昨年と同様にゴムマットを敷いて対応したい。（吉澤）

以上